

# 林業安全コラム

[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_index.html)  
 首相官邸「新型コロナウイルスお役立ち情報」

## 〇労働安全衛生規則一部改正（特別教育）の適用について

### 1. 特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第10条）関係

- 〇 伐木の直径等で区分されている、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を統合します。また、統合後の特別教育の時間数を増やします。既に特別教育を修了している方(※)は、統合後の特別教育の科目の一部の受講が免除されます。

- (※) 伐木等の業務に係る特別教育の科目について、十分な知識及び経験を有していると認められる以下の労働者
- 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(※1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む。)を修了した労働者
  - 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(※1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く。)を修了した労働者
  - 改正前の安衛則第36条第8号の2に定めるチェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に関する特別教育(※2)を修了した労働者

なお、改正による新たな特別教育の適用日(平成32年8月1日)より前に、改正後の特別教育の科目の全部又は一部について受講した方は、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

- (※1) 胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかつついている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務(伐木等機械の運転の業務を除く。)  
 (※2) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(※1の業務を除く。)

新たな特別教育の時間と受講を省略できる条件に該当する方が受講すべき時間の対比表

学科科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講すべき時間		
			①	②	③
<b>I 伐木等作業に関する知識</b>					
伐頭の合図 退避の方法		4時間	1時間	1時間	2時間
伐倒の方法 かかり木の処理の方法					
造材の方法 下駄の切創防止用保護衣等の着用					
<b>II チェーンソーに関する知識</b>					
チェーンソーの種類 構造及び取扱い方法		2時間	2時間		
チェーンソーの点検及び整備の方法					
ソーチェーンの目立ての方法					
<b>III 振動障害及びその予防に関する知識</b>					
振動障害の原因及び症状		2時間	2時間		
振動障害の予防措置					
<b>IV 関係法令</b>					
安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項		1時間	1時間	1時間	1時間
<b>実技科目</b>					
<b>V 伐木等の方法</b>					
造材の方法		5時間	30分間	30分間	2時間
伐木の方法 かかり木の処理の方法					
下駄の切創防止用保護衣等の着用					
<b>VI チェーンソーの操作</b>					
基本操作 応用操作		2時間	2時間		
<b>VII チェーンソーの点検及び整備</b>					
チェーンソーの点検及び整備の方法		2時間	2時間		
ソーチェーンの目立ての方法					

伐木作業等における安全対策を強化するため、昨年2月12日改正労働安全衛生規則が公布等され、改正内容は順次適用されてきました。

本年8月1日には、改正内容の最後である特別教育に関する内容が適用され、同日までにチェーンソー作業の特別教育に関する追加項目等の講習が終了していないと、チェーンソー作業に従事できないことになるのはご存知のとおりです。

コロナウイルスの関係で、予定していた補講が開催できなく、8月1日までの実施が危ぶまれる状況になりそうとの声が聞こえてきます。

研修を開催できない、また市販の研修に参加できないのであれば、林業労働対策室が昨年2月18日に出した「チェーンソーによる伐木等業務の特別教育の統合に伴う補講に関する参考資料」に記載の「企業内で補講を行う」ようご指導等をお願いします。

当時とは情勢が変わり、現在では林災防において補講用テキストが販売されていますので、より実施しやすい状況になっております。

よろしく申し上げます。

## 〇令和元年度補正予算について

前号、前々号でご紹介した令和元年度補正予算「林業労働力強化対策」について林業経営体の皆様から期待する旨の連絡をいただきました。申し訳ないですが、体質強化計画の「原木安定供給計画」に参画している経営体のみへの助成になります。募集を始める等何らかの動きがある場合は当コラムでもお知らせします。情報をお待ちください。

林業死亡労働災害多発警報発令状況（林業・木材製造業労働災害防止協会発表）  
 ・北海道（発令期間：R2.2.18～R2.5.31）・宮城県（発令期間：R2.3.19～R2.6.30）

- ・ 一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>

- ・ 林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。
- ・ 労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

（お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局

TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-osei.org)

**林野庁**  
**林業労働対策室**  
**労働安全衛生班**  
 TEL:03-3502-1629